



倫理綱領

[1996年9月6日、北京(中国)で開催された第13回総会で採択]

序文

- A. アーキビストの倫理綱領は、アーカイブズ専門職の高い行動基準を確立すべきである。
- 倫理綱領は、本専門職の新たな構成員にそれらの基準を示し、経験のあるアーキビストにその専門職としての責任を再認識させ、また本専門職に対する一般の信頼を促すべきである。
- B. 本綱領で用いるアーキビストという用語は、アーカイブズの統制、維持管理、保管、保存及び管理に関わる全ての人々を包含するものとする。
- C. [アーキビストを]雇用する機関及びアーカイブ施設は、本綱領の実施を促進する方針と慣行を導入するよう推奨されるべきである。
- D. 本綱領は、本専門職の構成員に対し指針となる倫理的枠組みを提供することを目的とし、特定の問題に対する個別具体的な解決策を提供することを目的とするものではない。
- E. 諸原則には全て注釈が付いている。すなわち、原則と注釈をあわせて本倫理綱領が構成されている。
- F. 本綱領は、これを実施するアーカイブズ機関及び専門職団体の自発的な意欲に支えられている。これは、教育活動並びに疑義が生じた場合の指針の提供、非倫理的行動の調査、及び適切と認められる場合の制裁措置の適用のための機構の設置という形をとる場合がある。

綱領

1. アーキビストは、アーカイブズ資料の完全性の保護、及びそれによってアーカイブズ資料が過去の信頼性のある証拠としてあり続けることを保証すべきである。

アーキビストの第一の義務は、自らの維持管理及び保管の下にある記録の完全性を維持することである。この義務を遂行するにあたって、アーキビストは、過去、現在、未来を問わず、雇用者、所有者、データ主体及び利用者の、正当ではあるが、時には相反する権利及び利益に配慮しなければならない。アーキビストの客観性及び公平性は、その専門性を測る指標である。アーキビ



ストは事実を隠蔽又は歪曲するために証拠を操作するよう求めるいかなる立場からの圧力にも抵抗すべきである。

2. アーキビストは、歴史的、法的及び管理的なコンテキストに基づいてアーカイブズ資料を評価、選別及び維持し、それによって出所原則を維持するとともに、文書の本来の関係を保存し、明示するようにすべきである。

アーキビストは、広く受け入れられている諸原則及び慣行に従って行動しなければならない。〔また、〕アーキビストは、電子やマルチメディアの記録を含む現用及び半現用の記録の作成、維持及び処分、長期的管理のための記録の選別及び取得、自らが維持管理するアーカイブズの保護、保存及び修復、並びにそれらの文書の編成、記述、出版及び利用提供についての職務及び機能を、アーカイブズの諸原則に従って遂行しなければならない。〔さらに、〕アーキビストは、所属機関の管理要件及び収集方針に関する十分な理解に拠った判断に基づいて、公平に記録を評価すべきである。アーキビストは、アーカイブズの諸原則（すなわち、出所原則及び原秩序尊重の原則）並びに受け入れられている標準に従って、保存対象として選別した記録を、資源が許す限り迅速に編成及び記述を行うべきである。〔また、〕アーキビストは、所属機関の目的及び資源に応じて記録を取得すべきである。記録の完全性又は安全性を損なうおそれがあるような場合は、取得に努めたり受け入れたりすべきではない。これらの記録が最も適切な保存施設において確実に保存されるよう協力すべきである。〔さらに、〕アーキビストは、流出したアーカイブズの返還に協力すべきである。

3. アーキビストは、アーカイブズの整理、保存及び利用のそれぞれの作業を通じて、文書の真正性を保護すべきである。

アーキビストは、電子又はマルチメディアの記録を含む記録のアーカイブズの価値が、評価、編成・記述、及び保存と利用のアーカイブズ業務において損なわれないよう確保すべきである。〔また、〕サンプリングを行う場合には、慎重に確立された方法及び基準に従って実行すべきである。原本を他の形式に置き換える場合は、記録の法的価値、本質的価値、及び情報価値を十分に考慮して行うべきである。〔さらに、アクセスが〕制限された文書がファイルから一時的に取り除かれた場合は、その事実を利用者に知らせるべきである。

4. アーキビストは、アーカイブズ資料の継続的なアクセシビリティ及び理解可能な状態の継続性を確保すべきである。

アーキビストは、文書を作成し蓄積した個人又は機関の活動に関する本質的な証拠を保存することを第一の目的としつつ、変化する研究ニーズも念頭に置き、保存又は廃棄する文書を選別



すべきである。アーキビストは、出所が不確かな文書を取得することは、いかに興味深いものであっても、違法な取引を助長しかねないことを認識すべきである。アーカイブズ記録の窃盗が疑われる者の逮捕及び訴追に関与する他のアーキビストや法執行機関と協力すべきである。

5. アーキビストは、アーカイブズ資料に対して自らが行った行為を記録し、正当性を説明できるようにすべきである。

アーキビストは、文書のライフサイクル全体を通じて適切な記録管理の実践を推進し、新しい形式及び情報管理の新しい実践に対応するにあたって、記録作成者と協力すべきである。〔また、〕アーキビストは、既存の記録の取得だけに関心を持つだけでなく、現行の情報システム及びアーカイブズシステムに、貴重な記録を保存するために適切な手順が、最初期段階から確実に組み込まれているようにすべきである。記録の移管担当者や所有者と交渉するアーキビストは、該当する場合は、移管、寄贈又は売却の権限、財源の取決めや利益、〔記録の〕整理計画、著作権及びアクセス条件などの要素を十分に考慮した上で、公正な決定に努めるべきである。〔さらに、〕アーキビストは、受入れ、保存、及び実施した全てのアーカイブズ業務について、永久的な記録を保持すべきである。

6. アーキビストは、アーカイブズ資料への可能な限り幅広いアクセスを促進し、全ての利用者に公平なサービスを提供すべきである。

アーキビストは、保管する全ての記録について、必要に応じて、一般的な検索手段及び個別の検索手段の両方を作成すべきである。〔また、〕アーキビストは、全ての人に公平な助言を提供し、利用可能な資源を活用してバランスのとれた範囲のサービスを提供すべきである。アーキビストは、所蔵資料に関する全ての合理的な問合せには、誠実かつ親身な態度をもって対応し、機関の方針、所蔵資料の保存、法的考慮、個人の権利及び寄贈者との合意を尊重しつつ、可能な限りその利用を促進すべきである。アーキビストは、潜在的な利用者には、関連する制限について説明し、利用者に対し公平に対応すべきである。アーキビストは、アクセス及び利用に対する合理的な範囲を超えた制限は望ましくないものとして扱うべきであるが、期間を限定した明確な制限を取得の条件として、提案したり受け入れたりすることもあり得る。〔さらに、〕アーキビストは、取得時に締結された全ての合意事項を忠実かつ公平に遵守すべきであるが、アクセス条件の緩和の観点から、状況の変化に応じて条件について再交渉すべきである。

7. アーキビストはアクセス及びプライバシーの双方を尊重し、関連法規の範囲内で行動すべきである。

アーキビストは、特に、更新や消去が日常的に行われる電子記録においては、情報を廃棄するこ



となく、団体の秘密及び個人のプライバシー並びに国家の安全が保護されるよう注意すべきである。〔また、〕アーキビストは、記録を作成した個人、又は記録の対象となった個人、特に資料の利用や処分に関して発言権のなかった個人のプライバシーは、これを尊重しなければならない。

8. アーキビストは、自らに託された特別な信頼を一般の利益のために用い、自己又は他者に不当に利益をもたらすために自分の立場を利用することを慎むべきである。

アーキビストは、専門職としての誠実さ、客観性及び公平性を損なうおそれのある活動を慎まなければならない。経済的又はその他のいかなる個人的な利益を得ることによって、機関、利用者及び同僚に不利益を与えるべきではない。アーキビストは、自らの利益のために原本を収集したり、文書の取引に関与したりするべきではない。利害の対立が存在するかのような印象を一般の人々に与えるおそれのある活動は避けるべきである。アーキビストは、所属機関の所蔵資料を個人の研究及び出版活動に利用することがあり得るが、その場合には、同じ所蔵資料を利用する他の人々と同一の条件で行われることが条件となる。アクセスが制限されている所蔵資料についての業務を通じて得た情報を、明かしたり利用したりすべきではない。アーキビストは、自身の私的な研究及び出版活動への関心が、自らが雇用されている立場における専門職としての、又は管理上の、適正な職務遂行の妨げとなることを許容すべきではない。アーキビストは、所属機関の所蔵資料を利用する場合、研究者の未公表の成果について知り得た情報を、当該研究者に事前に通知することなく使用してはならない。アーキビストは、自機関の文書に基づく研究を含め、専門分野における他者の業績について評価し、意見を述べてもよい。アーキビストは、本専門職ではない人々がその業務と職責に干渉することを許容すべきではない。

9. アーキビストは、体系的かつ継続的にアーカイブズに関する知識を更新し、研究及び実務経験の成果を共有することにより、専門性の向上に努めるべきである。

アーキビストは、自らの専門的な理解力及び技能の向上、専門知識の蓄積とともに、自らが監督する研修や活動の対象となる者が、適切な方法でその業務を適切に遂行できる能力を備えることを確実にするよう努めるべきである。

10. アーキビストは、自らの専門職及び他の専門職の構成員と協力して活動することによって、世界の記録遺産の保存及び利用を促進すべきである。

アーキビストは専門職の同僚との協調を深め、対立を避けるとともに、アーカイブズの標準及び倫理の遵守を促進することによって、問題の解決に努めるべきである。アーキビストは、関連する専門職の構成員と、相互の尊重及び理解に基づいて、協力すべきである。

日本語への翻訳は、独立行政法人国立公文書館が行った(2025年)。

なお、訳文中、語句を補って訳出した箇所は、〔 〕で示している。